

この歴史まちづくり法の一歩の特色は、この法律には規制色が全くないことである。歴史まちづくりを支援するための各種方策が盛り込まれた法律となっている。この点が、規制一本槍で支援策がわずかしかなない景観法と対照をなしている。

つまり景観法が景観上の不調和をなす建造物の規制というマイナス要因削減を主目的とした法律であるのに対して、歴史まちづくり法は歴史を活かしたまちづくりを推進するというプラス要因付加を目指したものである点が特色となっているのである。

具体的な支援の方策としては、94頁の舟引論文にも紹介されているように、法律そのものにおいて特例的な措置が定められているものと、それ以外の補助事業のスキームから成っている。前者は主として権限委譲に関するもので具体的なまちづくり計画の推進からするとやや補足的な規定であるため、なぜこうした規定がわざわざ書き込まれているのか不

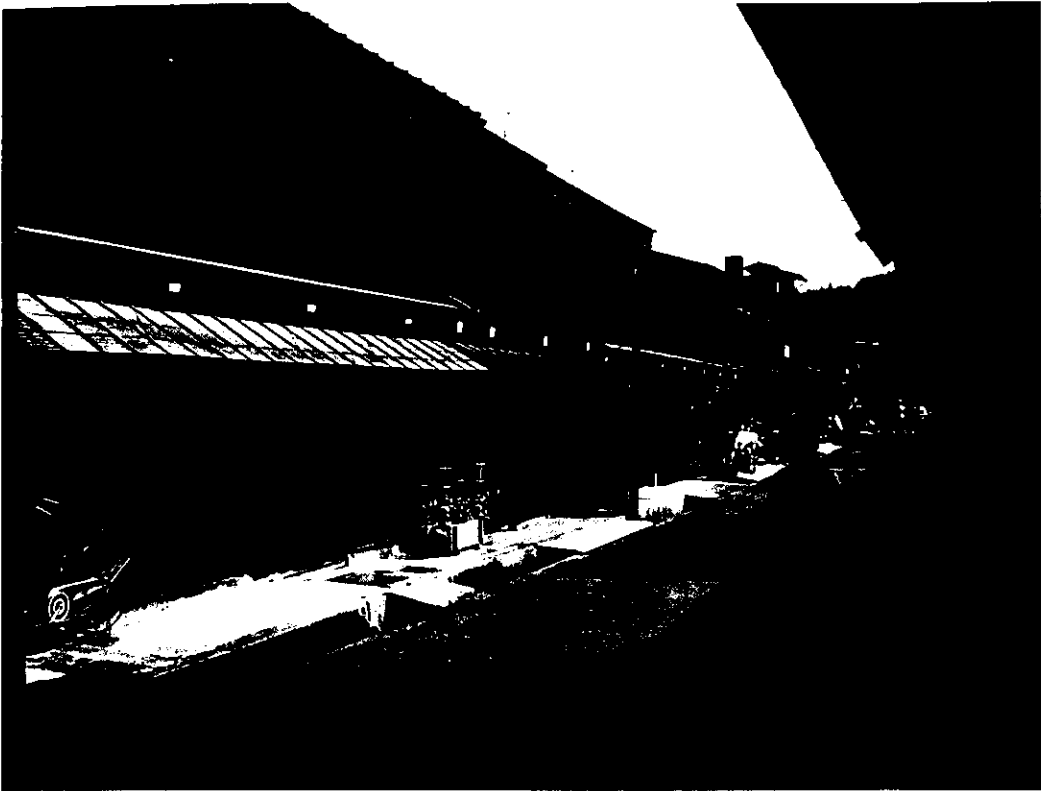
.....

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」というのはなほだ堅苦しい名称の法律が今年11月に施行になった。本誌が発行される頃には歴史的風致維持向上計画というこれにもかにも古風な名前の行政計画の第一期の認定も終えている頃だろう。本来ならば歴史的環境保全法とでも言った方が大方にとってはおわかりやすいのだが、どうも「歴史的環境」には良くない環境だつて含まれるではないかと云った神学的？な論争の末、現名称に落ち着いたようである。国が用意した略称は「歴史まちづくり法」なので、ここではその呼び方に従うことにしたい。したがって、計画の方も「歴史まちづくり計画」と呼ぶことにする。

西村幸夫（東京大学教授）

審に思う読者もおられるだろう。法律論からすると、こうした規定を書き込むことによって法制定の意義があることになる。つまり、補助事業の創設や事業における優遇措置のみならば、何も法律を作らなくても実施できるからである。そして法律として制定されると、さまざまな事業の推進がいわば恒久的に進められることになる。つまり、政府の予算の都合や政策の重点の置き方によって事業がスクラップアンドビルドされるなかに巻き込まれることなく（ある程度の影響はやむを得ないとしても）、長期的な整備が進められる保証が得られることになるのである。

さて、それでは具体的な補助事業としてはどのようなものがあるのだろうか。目玉は今年度新設された歴史的環境形成総合支援事業（今年の予算枠は7・3億円）である。これは別途定められる歴史的風致形成建造物の修理や買い取り、さらには復原までも支援するもので（補助率は事業費の1/2以内）、その他国指定の文



飛騨高山の歴史的な町並み

化財建造物の保存活用にかかるハード整備も対象となっているほか、景観阻害要因となっている建造物等の修景や除去なども行えるようになった（補助率は事業費の1/3以内）。たとえば温泉街によく見かけ

助対象とすることができるとなつたのである。また、あとの事例で紹介されているように金沢市内にある金沢城の菱槽や五十間長屋の復元などは、これまで都市公園法によって、公園の付帯設備の整備の一環として進められてきたが、歴史的建造物の復原が公園施設整備の一環というのにも相当に便宜的な解釈だったと言わざるを得ない部分があった。これを、史跡な

どの復原として正面から補助対象としたのである。国土交通省が都市公園事業の一環としておこなうのであるから、時代も進んだものである（もちろん、国の文化財に指定されている建造物等の保存修理は従来通り文化庁の仕事である）。さらに、まちづくり交付金の運用にあたって、これまでも景観整備に

関して事業費が支出されることにはなつてはいたが、市町村による提案事業としての位置づけであったため、事業費に充てることのできる交付金自体に厳しい上限があった。これが今後は基幹事業として認められることになった。したがってこうし

た景観整備にさらに力点を置いたまちづくり事業が可能となつたのである。その他、いくつかの細かな事業においても歴史まちづくりに有利な支援措置が追加された。

歴史まちづくり計画の認定

ただし、これらの支援事業はいつでもどこでも可能というわけではなく、いところがまたこの法律のミソともなっている。たしかに上記のような支援措置は地方自治体にとつてありがたいことではあるが、すべての自治体の要望にすぐさま対応することは予算の制約からして不可能である。また、それぞれ自治体の計画が国庫を投入するに値するのかも精査しなければならぬ。そのための仕組みとして、いわゆる歴史まちづくり計画を国が認定するという手続きが組み込まれているのである。

法に基づいて国が歴史まちづくり計画を認定することによって、計画が定める重点区域内における各種事業によって国が支援する歴史まちづくりの質が保証されることになる。

また、補助のバランス上、無期の事業認定というものはあり得ないだろうから、歴史まちづくり計画は期限を限ったものとして規定されている。こうした仕組みはまちづくり交付金の交付方法と類似している。

たしかに補助金を支出する側の論理としてはこうした制度は必要であるが、期限付きの計画立案という制度によって、歴史まちづくりが否応もなく整備中心の事業計画となってしまう点にやや懸念が残る。本来、歴史まちづくりというものは息の長い実践であるべきだからだ。

さらに言うと、お金を投入して実施するハード主体の計画だけでなく、規制を中心としたローカルルールの実践が並行してこそ、地域住民と協働したまちづくりといえるものとなるはずだ。

歴史まちづくり法が導入した支援策というアメと景観法がもたらした景観規制というムチとが両輪となって進む必要がある。歴史まちづくり計画の認定にあたっては、この点が十分考慮されることを望みたい。

また、計画に期限が切られること

によって、補助事業を受けるかどうか、行政のみならず、地域住民も判断を迫られる場面が今後出てくることになる。延藤安弘氏がいうように、まちづくりは鍋物のように煮込むことが大切だとしたら、どうも歴史まちづくり計画には圧力釜で短時間に調理してしまうような力任せのところが感じられる。

歴史まちづくり計画を地元に着地させるには、よほど成熟した計画があらかじめ用意されている必要がある、そうした計画は往々にしてプロジェクト推進型になりやすい。必要なプロジェクトは推進される必要があることは勿論ではあるが、計画認定のためにプロジェクトの無理な寄せ集めが起きないように、市民は気をつけて見守っていかなければならないだろう。

文化財のバッファゾーン計画として

歴史まちづくり法制定の意義の主要なものひとつに、歴史まちづくり計画が文化財のバッファゾーンをつくる計画として機能することを

挙げることができる。

本来、文化財として指定されるような歴史的建造物は、まわりからも尊重され、周辺環境の中に調和して存在すべきものであるが、現在の縦割り行政のもとでは、文化財は教育委員会担当、周辺の一帯市街地は建設局担当と見事に線引きがなされ、相互に配慮することはほとんど期待できない状況である。

文化財保護法には文化財の環境保全の条項があるが、この条項は火除け地の買い上げなどごく限られた場合をのぞいてほとんど実施されてこなかった。ましてや都市化の進む地域において、周辺環境をいかに文化財と調和させていくかといった施策は、文化財サイドではほとんど実施されていない。

ごく例外的に借家庭園の景観保全や世界遺産のバッファゾーン規定などがおこなわれているが、これらもほとんどすべて地元の景観条例等によって規制をおこなっているもので、文化財側の施策としてはなすべがないという状況である。

こうしたなか、歴史まちづくり法

にもとづく歴史まちづくり計画は、対象を国指定の文化財に限っているものの（国法としては国指定文化財を保護の対象とするという論理を立てざるを得ないという事情もある）、そのバッファゾーンを計画的に整備するという意味合いを持つていて（これが国土交通省と文化庁の共管（農水省も農業用水の保全に関して関与している）によって実行される点にもうひとつの特色がある。

歴史まちづくり法において初めて、文化財のバッファゾーンの計画が国の制度として生まれたのである。それも単に守るだけのバッファゾーンではなく、積極的に景観整備をしていくというバッファゾーンなのである。

また、この法律を策定する過程で、古都保存行政の全国展開という国土交通省側の論理だけでなく、多様な文化財を総合的に把握し、自治体ごとに歴史文化のマスタープランを立てるべきであるという文化庁側の論理もあつたことは後掲の舟引論文も指摘しているところである。

こうした考え方はこれまで主張

されてはいたが、今回直接には2006年度から文化庁が実施してきた世界文化遺産の暫定一覧表の改訂を自治体側からの提案に基づきおこなうという施策から生まれてきた。文化遺産の提案は複数の資産構成をもとにおこなうということを文化庁が求めたため、計2回、3年間にわたる各自治体からの提案はいずれも広域にわたるユニークなものになった。

ところが、こうした多様な提案を現行の文化財保護制度で受け止めようとすると、史跡や名勝、建造物や文化的景観というようにこれまた縦割りの基準の中でしかとらえられないというのが現状である。これを打破するためにも総合的な視点からマスタープランを立て、そのもとで各種の文化財を幅広く位置づけ、評価し保護しつつ、まちづくりのなかで役立てていくような仕組みが欲しいということになった。これが歴史まちづくり法のルーツのひとつとなったのである。

文化庁は今年度から地方公共団体による歴史文化基本構想づくりのた

めのモデル的な補助事業である文化財総合的把握モデル事業を始めた。これはそのまま歴史まちづくり計画へと繋がる作業でもあるのだ。両者のスピード感が異なることにやや危惧を感じないではないが、うまくふたつを繋いで、文化財のバッファゾーン計画とまちづくり計画とが融合されるように期待したい。

都市から山林に至る幅広い計画対象

これは景観法による景観計画も同様ではあるが、歴史まちづくり計画も都市計画区域や市街化区域といった枠にとらわれることなく、景観に関連する地域をひろく対象とすることができることになっている。ここに農水省との共管の利点が現れているわけであるが、これも歴史まちづくりのひとつの特色と言えるだろう。

農地や山林まで含んで景観や歴史を語るのには当然と言えば当然であるが、都市計画区域という縦割りの枠を超えて計画が立案できるように、特に農地を生産や環境保

全の観点以外から評価することができようになった点は、今後におおきな計画発展の可能性をもたらすかもしれない。

議論の深化を

いずれにしても歴史まちづくりがどのようなものであるべきかは、今後、各市町村が策定することになる歴史まちづくり計画の出来の如何にかかっている。金沢市や高山市、萩市、犬山市など早い段階で認定されることが予想されている自治体の計画立案を見守りたい。

また、景観法にいう景観行政団体が順調にその数を伸ばし、法定の景観計画策定の議論が各地でおこなわれていくに従って景観に関心を深める市民や行政担当が増え、景観整備の風潮が定着していったように、歴史まちづくりにおいても地域の歴史に関心をもち人材が増えていき、またそうした人たちが単に郷土史のなかに止まるのではなく、まちづくりへと関心の幅を拡げて行くようになることを期待を込めて見守りたい。

行政組織の上でも国土交通省都

市・地域整備局公園緑地課が公園緑地・景観課となり、初めて景観を冠する課名が国の組織の中に生まれた。この課内に景観・歴史文化整備室が置かれ、これも国土交通省内に歴史文化を標榜する部局が生まれた最初といえるだろう。全国各地の流れはそれより先行しており、至る所に景観担当の部局が生まれてきている。そこから景観を専門とする優秀な行政官も育っていくことだろう。おおいに期待したいものである。

注

*1 たとえば重要文化財に関しては、文化財保護法第45条第1項に「文化庁長官は、重要文化財の保護のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができ」と定められている。同様の規定は史跡名勝天然記念物に関するものもある（同法第128条第1項）。

*2 提案は、合計37件（うち2件は後に提案を合体したため、最終的な提案数は36件となった）。内訳は2006年度提案24件、2007年度継続審議再提案19件、同新規提案13件。提案内容は文化庁のサイト、文化遺産オンライン http://danka.niac.jp/world/h_14.html に掲示されている。